

奈留町・岐宿町・三井楽町・玉之浦町・富江町からなる下五島地域では、在宅介護サービスおよび施設の約4割をカトリック修道会を母体とする社会福祉法人および町内会を母体とする社会福祉法人が担っている。

このうち、カトリック修道会によるサービスの背景には、女部屋・子部屋に由来する児童福祉から医療・高齢者福祉への展開、また、居住条件不利地区に居住する高齢の信者に対する対応、また、少子・高齢化に伴う保育所等の運営から高齢者福祉サービスへの転換、カトリック修道会による専門性の高い会員の養成といった特徴が見られる。

町内会によるサービスの背景には、迷惑嫌悪施設の受け入れに伴う補償金の有効利用、集落による共同的な生活の社会化の歴史、第一次産業の不振に伴う雇用の創出等の特徴が見られた。

そして、これらのサービスは、ミサヤ町内会員参加のイベントといった付加的サービスの存在、施設の開放性等のメリットを有するものである。そして、サービスの社会性（地域に開かれたサービスの展開・地域住民との連携）の確保、サービスの進出の期待できない地域におけるサービスの担い手として重要な役割を果たしているといえよう。

（文責 叶堂隆三）

なお、第3報告として、小島啓克**「ニチイ学館における介護サービス事業の現況」が行われたが、要旨は省略する。

* 福岡国際大学, ** ニチイ学館

特別研究会報告要旨（2002年7月22日）

食品安全行政の現状と課題

欧州の経験から学ぶ

（東京大学）中嶋 康博

食品安全行政の理論的背景と今後の課題について、欧州と日本の現状を踏まえ、主に以下の4点について報告がなされた。

（1）BSE とその社会・経済的影響

日本では2001年9月の国内初の感染確認以降、牛肉消費が低迷している。欧州よりはるかに確認件数が少なく、また全頭検査の実施にも関わらず消費が回復しないのは、リスクの過大評価、「得体が知れない」がゆえの恐怖感など、消費者のリスク認識によるものと考えられる。欧州では1996年のヒトへの感染可能性公表以降、BSE問題は家畜衛生の領域から公衆衛生の領域へと拡大した。BSEテストの実施、SRM（特定危険部位）除去、肉骨粉禁止、個体識別制度の導入など総合的な対策が進められている。イギリスでは、予防原則に基づき30カ月齢以上の牛の全頭処分をしている。

（2）EU 食品安全行政

EUの食品安全行政は80年代までは判例法に基づいていたが、93年の市場統合と食品流通の自由化により、法律を体系化する必要に迫られた。97年の食品法緑書では、消費者保護がうたわれる一方で、食品の自由な流通、検査の自主的实施、食品産業の競争力が提言されたのに対し、2000年の食品安全白書では、トレーサビリティの確立、政策の透明性確保、リスク・アナリシス体制導入、予防原則の適用など、消費者保護優先の考え方がさらに前面に出るようになった。EUの食品安全行政（食品法）の適用範囲には、人の健康に加え、動物の健康、植物の健康、環境の健康が含まれている。また、EUはアメリカ産成

長ホルモン使用牛肉の輸入禁止措置などで予防原則を主張しているが、WTO 裁定では科学的根拠がないと批判され、国際的な適用は厳しい状況にある。

(3) わが国における食品安全行政の改革

わが国では 1995 年、食の外部的化、食品加工の多段階化、国際化の進展を背景に、食品衛生法が改正された。さらに BSE (01 年) への対処の必要から 2002 年 5 月、EU に倣い、食品安全基本法の制定と安全評価機関である食品安全委員会の設置を決定した。今後、関連省庁からの独立性の確保、消費者代表の関与のあり方、動物の健康や環境への配慮などが問題となるであろう。

(4) トレーサビリティの概念

BSE 対策、GMO 管理、有機農産物認証、また昨今の偽装事件を背景に、現場でトレーサビリティの構築が求められている。とくに牛肉に関しては業界が敏速に対応している。今後、全頭検査が緩和された場合の安全管理の補助手段として確立しておく必要があるだろう。ただし、トレーサビリティのもつ安全管理面の機能はあくまで補完的なものであり、主たる機能は品質管理、情報提供面にある。

報告後の討論では、食品安全に関する経済学者の役割、費用便益分析の適用可能性、リスク便益分析と費用便益分析の違い、EU の中での地域差、国民性の違い、大型スーパーの進出とトレーサビリティの関係について、質疑応答がなされた。また、報告ではあえて触れられなかった EU の品質政策にも関心が寄せられた。EU の食品行政には安全性確保だけではなく原産地呼称制度をはじめとする品質保証の側面があり、この点ではフランス、イタリアなど南部諸国が先行している。

(文責 市田知子)

【農村経済活性化プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨 (2002 年 7 月 25 日)

IT 社会と農業・農村

(熊本大学) 山中 守

IT 活用の目的は人々の生活を豊かにすることにあるが、農村ではデジタル・デバイド問題が深刻化している。IT を味方につけられるか、この 1・2 年が岐路である。農村・地方都市における IT 活用の視点、課題や問題点を考察し、どのような発想で取り組むことが重要かを提案したい。

地域社会の IT 化は、企業組織でのようにハードに人間が合わせるトップダウン方式は採りえず、住民の意思・利便性を尊重して進めざるをえない。自治体が地域の IT 化を推進する際の問題点は、通常言われる財政・人材・取組体制のそれよりも、IT を何に役立てるのかということにこそある。

農村においては、経済・農業の視点もさることながら、地域社会の高齢者や子供を含めた生活者の視点が重要である。住民に情報は何が欲しいかと問うよりも、むしろ地域生活において現在困っている問題に焦点を絞ったアプローチがうまく行く。

IT 活用は、地理的条件や身体的条件、および社会的条件の格差の克服を可能にする。たとえば、医療施設に恵まれない地域で独居生活をする高齢者にとって、発病は大きな不安であるが、緊急通報システムがそれを緩和する。また教育・文化面では、公共図書館の不足する農村部で、電子図書館という新しい形でハンディーを解消することが考えられる。

心理学者マズローの理論によれば、人間の欲求は 5 段階に整理されるが、IT 活用に着目して次の 3 段階展開が考えられる。第 1 段階は、所得向上、経済効率の追求 (事務管理の効率化、電子商取引など)、第 2 は、安心、不